

# 絆

# KIZUNA

中央大学公認会計士会会報 NO. 6

## 公認会計士の21世紀への存続性

公認会計士  
川 北 博

### 1. 気になる二つの提言

最近、私は、次の二つの提言が気になって仕方がない。そのいずれもが、次の世紀における職業専門家としての公認会計士の存続の如何を占う問題点を含んでいるからである。

その一つは、「不正・腐敗との戦い」である。会計士はその当事者たりうるか。

もう一つは、「公認会計士は、次の世紀においても職業専門家として存続していくことができるか」というそのものづくりの問題提起である。

この二つの問題意識は、実は大きな相関関係を有するように思われる。

本稿では、これら二つの提言についての問題点をさぐってみたい。

### 2. 不正・腐敗との戦い

1997年パリで開催された第15回世界会計士会議におけるJ.D.ウォルフェンソン世銀総裁の提言を受け、IFACタスクフォースで議論を進めてきたが、99年5月のブエノスアイレス理事会で頭書のディスカッションペーパーを公表することとなった。

このペーパーでは、不正・腐敗問題に関し、各国内及び世界レベルでの議論を促進するために、104ヶ国143の構成団体に対し、①不正・腐敗の

及ぼす影響、②法制及び政府の援護、③強固な企業統治の必要性、④会計士の主導性、の各項目につき IFAC の基礎的主張を述べ、さらに 10 項目の提案を行っている。

このディスカッション・ペーパーは、世界各国において今後真剣な討議の対象となろうが、わが国の場合特に次の諸点についての留意を必要としよう。

① 最近ビッグ5の要請によって、日本企業の英文年次報告書に記載される監査報告書や財務諸表注記に「日本基準に基づいて作られた決算書であり、国際的に適用するものとは異なる」という警句が挿入されることになった(日経99.6.16、同7.28の記事及び各監査法人通達参照)。不正・腐敗問題に限らず、日本企業の財務諸表等の開示や監査制度が、グローバルな基準から見て通用するものかどうか、いまや国際的視座から厳しい目でみられているのである。

② 昨98年9月18日臨時国会において「外国公務員への不正利益供与の防止に係る不正競争防止法の改正」が行われている(商事法務No.1507 参照)。

この法律改正は、国際商取引に関する外国公務員への贈賄行為の防止に関連し、ロッキード事件を引きがねとして1977年米国において「海

外腐敗行為防止法」が制定され、その後OECDの活動につながり、わが国の上記法律改正が促進されたものである。その間、実に20年余、わが国の「フェアネス」(公正)に係る感心の低さや対応の緩慢さが批判されても仕方がない。

③ バブル経済崩壊後、噴出した日本経済をめぐる不正・腐敗の惨状は目に余るものがある。損失計上回避のための飛ばし行為、総会屋に対する無償利益供与事件等々、監査制度による社会的チェック機能が働いた実績はほとんど見当たらず、なお多くの未処理事項を残して今日に至っている。

日本は「サムライの国」と言われてきた。武士は廉潔(Integrity)を尊ぶことがその倫理の基本とされる。「恥を知る」ことがあらためて会計職業専門家にとって必要な昨今である。

### 3. 会計士は次の世紀に生き残れるか

「公認会計士は次の21世紀の100年間にわたって果たして同一プロフェッショナルとして存続していくことができるのだろうか?」という設問につき、「IFACの挑戦」として藤沼重起IFAC副会長は論述しておられる(真友第34号)。

会計職業を取り巻く環境の激変……経済面のグローバル化とITを中心とする技術進歩……は目

ざましいものがある。そのような変化に対する各の対応策やIFACの挑戦については藤沼提言のとおりとしても、会計士が安閑として自らの地位を主張できる次の世紀でないことだけは確実である。

### 4. 公認会計士の未来像

20世紀は世界的規模の戦争があり、また産業革命以降の資本主義自由経済社会が最終的には社会主義統制経済社会を圧して全世界をリードした百年間であった。その間、産業革命とともに生まれそして育ってきた職業会計士や外部監査のシステムは、世紀末には、ますますその存在感を強めているように見える。

しかしながら、その中にあってわが国の公認会計士制度や監査制度は、戦後そのシステムを導入・構築以来50年余を経たが、最近に至って誠に厳しい試練に遭遇している。制度創設以来、与えられた制度として強力な官僚指導に依存し、職業専門家として最も大切な独立性を忘れ、かつCPAのために社会があるのではなく「社会のためにCPAがある」ことを、ともすれば忘れてきた一部の気風があったことを今こそ反省材料とし、奮起して次の世紀に臨むべきではなかろうか。

## 会長に就任して

中央大学公認会計士会会长

川島正夫

平成11年6月23日の中央大学公認会計士会総会において、初代川北博先生、二代山本秀夫先生、三代増田浩二先生の後を受けて、会長をお引き受けすることとなりました。歴代会長におかれましては、日本公認会計士協会の元会長、常務理事として、公認会計士制度の発展に力を尽くされ、同時に中央大学及び中央大学経理研究所の発展にも

尽力されてこられました。その後任として会長をお引き受けする光榮と重責に対し誠に緊張の思いでいっぱいあります。

さて、小生が公認会計士を目指し公認会計士二次試験を受験して、はや40年が経過しております。昭和34年当時、大学としては多くの公認会計士を合格させるべく中央大学経理研究所に「公

認会計士特別研究会」制度を創設され、中央大学の教授陣による特別集中講座を行い、本学の公認会計士の育成に尽力されてこられました。その第一期生として小生も在籍し、昭和35年に第二次試験に合格し現在に至っております。

それ以後10数年にわたり、公認会計士の第二次試験合格者数のトップを走ってまいり、中央大学出身の公認会計士の数は、公認会計士のほぼ1割を占めております。最近では、慶應大学、早稲田大学に遅れをとっておりますが、1999年の合格者数は昨年より13名多い47名の合格者で、第3位になっております。

我々としては、大学・経理研究所に協力して、後輩の公認会計士第二次試験の合格者増加に役立つ事業を積極的に行ってまいりたいと存じます。

次に、公認会計士業務についてであります。今ほど注目されている時期はないといえます。毎日の新聞を見ますと、必ずといっていいほど公認会計士業務についての記事が掲載されておりま

す。良きにつけ悪しきにつけ、公認会計士の役割はますます注目されております。今や企業のみならず、公共・公益の分野でも会計情報に関する公開の重要性の認識が高まっており、また経済及び企業の国際化と情報化に伴い、国際会計基準の受入れ、高度情報化社会への対応等、公認会計士の果たすべき役割はますます増していくものと考えられます。

このような時にあたり、公認会計士業界の明るい展望を母校中央大学の後輩に伝え、この業界への参入を促すことが我々の第一の課題であります。

第二に、会の発展のためもっとも重要なこととして、会員相互の交流がげられます。幸いにも、幹事長に中根堅次郎先生にご就任いただき、副幹事長の皆様にもご協力をいただいておりますので、2年間の会長任期を微力ながら全力を尽くしてまいりたいと存じますので、会員皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

## 公認会計士の倫理規範

公認会計士  
黒田克司

### 1. 職業倫理の法規範性について

現行紀律規則のルーツは、昭和25年9月25日開催の日本公認会計士協会臨時総会において制定された規則第1号「紀律規則」です。米国会計士協会の紀律規定にその範を求める、これに我が国の実情を考慮して定められたのであります。当時の紀律委員会の「そえがき」の中でプロフェッショナルとしての自己規制について、「公認会計士業務は、その性質上その人の智能への信頼のみによって成立するものではなく、人格への信頼がその基盤となるのであり、公認会計士が高度の道徳水準の下で業務を執行しなければ、社会の信頼を得て、地位の向上、将来への発展を期することができな

い。」と名言しております。職業専門家としての理性と社会的責任の自覚に基づいて自主的に自己規制を行うことによってはじめて公認会計士制度が社会から信頼される制度として根付くことになるという倫理的思索は、社会における法規範の根源であり、半世紀前においても今日においても、いささかたりとも変わるものではありません。

倫理規範と法規範との境界に関する議論はともかくとして、ある職業ないし階級に属する人々が遵守すべき守秘義務などの自己規制ルールは、これを遵守しなければ公共の利益に奉仕するための恒久的制度として存在し得なくなるという意味において法規範と同程度、あるいはそれ以上の命令

と制裁からなる極めて強制力をもった行為規範として位置付けることができます。専門的職能の公共的性格が強くなればなるほど、より高度の倫理水準が求められるようになるのは、社会の秩序を保つ上で当然の帰結と言えるでしょう。

## 2. 倫理規範の現状について

公認会計士法は、法規範として遵守すべき義務とこれに背いた場合の制裁並びに刑事上の責任として、唯一守秘義務違反に対する罰則規定を定めていますが、さらに、公認会計士業務の公共性に鑑み、より厳しい制裁として虚偽証明等に対する懲戒処分(戒告、業務停止、登録抹消)に関する規定を定めています。この行政処分は時効がなく、しかも刑事訴訟手続と同じく公認会計士に対して懲戒処分を求める権利をすべての一般人に与えています。いわゆる措置請求であり、監査業務に限らず公認会計士のその他の業務分野においても、今後増えてくる可能性が予想されますので、十分に了知しておくことが必要と思われます。なお、大蔵大臣が懲戒権を有している関係上、公認会計士法違反の虞があると判断される場合等においては、会員の自発的な業務廃止届は受理されず、行政処分の決定あるいは刑事裁判の結果に基づき一定の場合には公認会計士としての身分が剥奪されることとなります。

一方、倫理規範としての会則及び紀律規則は、法規範とはほぼ同一の構成により公認会計士の義務と責任と規定しておりますが、自主規制団体として、会則に懲戒処分(戒告、会員権停止、大蔵大臣への懲戒処分請求)の規定を設けている関係上、紀律規則は原則として紀律事案の具体的な判定基準たり得るよう構成されています。これらの倫理規範は、作為又は不作為の義務等に関する会員の行動規範を示すに止まらず、社会への宣誓とも意義づけられる重要なものです。

## 3. 倫理規則公開草案について

今般、紀律規則の改訂案として倫理規則(案)が公開されました。

現行紀律規則の特徴は、監査業務に関する倫理規範が中心となっているところですが、制定当初に比して業務領域が飛躍的に拡大していることに加え、平成3年のバブル崩壊以後、金融システム問題に端を発した会計士監査の信頼性に関する議論がかつてなく高まりつつあることなどが見直しの背景と考えられます。また、国際会計士連盟が公表した「会計士の倫理規定」との調和も改訂の機運を高めています。

公開草案は、いくつかの条文及び注解の新設により新たな行動規制を試みていますが、第15条(独立性)への反響が最も大きいようです。本条は、「独立性の外観」なる用語を導入するとともに、具体的な事例を注記として例示していますが、監査主体が大法人以外の場合においては達成が困難と考えられるようなケースがいくつか想定されているための影響ではないかと思われます。現行紀律規則第5条においても、独立性に関するほぼ同趣旨の行動規制がありますが、事実上の独立性は当然のこととして、外観上の独立性については、從来明示的ではなかったので、より慎重な討議が必要ではないかと考えます。ただし、どんなに精巧に規定化しても、運用は会員自身でありますから、行動規制の背景となる倫理的思想を十分にくみとることが最も重要ではないかと思います。公開草案の修正案が再公開される予定ですが、本条のはか全体的な構成、用語、表現についてもさらに深度ある討議を尽くすことが期待されます。

# NPO法施行と公認会計士制度

公認会計士

齋藤 力夫

## NPO法とボランティア

1995年1月、阪神・淡路を襲ったマグニチュード7.2の大地震は、6,430人の死者、4万人以上の負傷者、20万戸以上の建物全半壊という戦後最大の大災害をもたらした。そのとき、全国から駆けつけたNPOの災害を契機に、1998年12月1日のNPO法が施行された。

1999年8月、トルコのイズミクを中心とするマグニチュード7.4の大地震は、死者12,514人、負傷者27,176人、倒壊建物18,000棟という大災害を及ぼした(1999年9月、トルコ政府危機管理センター)。相次いで、1999年9月21日、台湾中部の南投県を震源地としたマグニチュード7.7の地震によって、死者1,772人、行方不明者3,213人、負傷者4,000人以上という大被害を受け、20世紀末に暗い悲運をもたらした。日本を含めたアジア経済の低迷から脱却する再生の模索、増大する失業者に加え、地殻変動や地球環境の悪化に伴う災害など、21世紀は大きな課題を抱えてスタートしようとしている。

## NPO法の制度と問題点

1998年3月19日、NPO法－特定非営利活動促進法－が制定され、同年12月1日から施行されることとなった。NPOは、Non-Profit Organizationの略で、広くは教育、医療、公益、宗教などを含むが、今回のNPO法は、保険、医療、福祉など12分野に限定され、宗教活動、政治活動を排除している。

一方、NGO(NonGovernmental Organization)「非政府組織」は、国連憲章第71条で基本的な取り決めをしており、今回のトルコ、台湾の災害に対して、欧米やロシアをはじめ各国のNGOの救

援活動、NPO団体の支援活動が行われている。我が国では、国際協力事業団(JICA)をはじめ、民間NPO団体も活動している。

NPO法人は、経済企画庁が主務官庁であるが、多くは都道府県知事の認証となり、すでに300団体以上が法人格を取得し活動を開始している。NPO法人の特色は、一種の簡易型公益法人と考えればよいが、①社団法人的で、社員10人以上、理事3人以上、監事1人以上とし、民法60条以下を準用する、②認証制度は、公益法人と異なり所轄庁は設立申請後4ヶ月以内に認証の決定を行うこと、認証によって直ちに法人登記ができることとされている、③情報公開を行う、④毎年度3ヶ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を所轄庁に提出する、⑤収益事業は別会計と区分し、その計算書類を添付することなどが要件である。

会計基準は、現在確立されていないが、本年6月、経済企画庁国民生活局が「特定非営利活動法人の会計の手引き」を公表している。その詳細は省略するが、主として「公益法人会計基準」をアレンジしたものである。この試案に対して、日本公認会計士協会は直ちに検討に入るべきである。

また、税制面では、公益法人等の優遇措置(収益事業の低率課税、寄附金の控除等)が適用されておらず、同法の附帯決議で「法施行日から2年以内に検討し、結論すること」と定めた。すでに、自民党を主として国会議員100名以上のグループが組織されている点から、当協会でも緊急に提言を行うべきである。

以上の二点において、公認会計士の社会貢献をアピールする絶好のチャンスと考える。

アメリカのIRSでは、NPOの非課税措置の承

認団体は内国歳入法501条(c)により62万団体に達しているのに対し、我が国の特定公益増進法人等認定数は、学校法人、公益法人、社会福祉法人などを含め18,170法人(1998年4月)に過ぎない。IRSの承認を受ければ、収益事業の所得が公益事業に関連あれば法人税は非課税とされ、さらに寄附金(法人は所得の10%損金、個人は所得の30

~50%控除)となっており、NPOの存在は政府に代る第3セクター(全米の雇用の8%程度)となっている。ちなみに、アメリカ救世軍の1994年の総収入1,355百万\$のうち民間寄付は726百万\$に達しており、1999年8月、マイクロソフト社のビル・ゲイツ会長は、慈善財團に60億\$(6,600億円)を寄付していることは注目に値する。

## 二次試験に合格して

商学部会計学科平成10年度卒業

赤沼千恵子

おかげさまでこの度運良く公認会計士第二次試験に合格することができ、受験生活を終えることができました。そこで、この場をお借りして私の受験生活を振り返ってみようと思います。

私は、大学に入学すると同時に経理研究所の簿記会計講座に入り、簿記の勉強を始めました。この時期は特に辛さやたいへんさを感じず、経理研究所の授業を聞いていなければついでいるといった感じでした。そして、11月の日商簿記検定で1級に合格することができました。

しかし、簿記会計講座が終了して公認会計士講座が始まる時、私はこの講座に申込もうかたいへん悩みました。なぜなら、二次試験に合格なさった諸先輩方から会計士受験へのリスクの大きさ、勉強のたいへんさや精神的負担の重さなどのお話を伺い、果たして私にできるだろうかと自信がなかったからです。

この時は本当にたくさんの諸先輩方に相談にのっていました。その結果、おかげさまで会計士受験を決意することができ、会計士講座に入りました。

当然のことなのですが、会計士講座では簿記会計講座の時よりも科目数が増えたために授業時間数が増え、また早朝答練が始まりました。私は自宅が中大から遠く、通学に片道2時間かかったの

で、朝は5時30分に起床し帰宅も夜10時を過ぎるという生活になりました。特に、最初の間は体力的にたいへん辛かったです。

最初の受験に失敗した後、私は勉強の場を経理研究所から専門学校に移しました。専門学校では、経理研究所の時よりもさらに授業時間数が増え、また朝も早かったためにさらに体力的にたいへんでした。その上、私は在学中に合格することができず、卒業した後も勉強することになったため、卒業後は焦りとプレッシャーに何度もつぶされそうになり、体力的な面だけでなく精神的にもたいへん辛かったです。

今回、本当に運良く合格することができ、受験生活を終えることができましたが、今振り返ってみると精神的な面での弱さを最後まで克服することができず、受験生活中も何度も勉強をやめようと思いました。しかし、そのような時に支えてくださったのが諸先生方、諸先輩方や友人でした。

最後になりましたが、私を支えてくださったすべての方にこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

# 二次試験を振り返って

商学部会計学科平成 11 年度卒業

芦澤保子

私は、今年 3 度目の挑戦で公認会計士二次試験に合格しました。

私にとっては、この 3 回の受験は長く先の見えないトンネルのように感じました。しかし、そのトンネルを抜けた今、振り返ってみると、この試験を通して多くのことを学び、精神的にも成長したことを実感しています。

私が受験を通して学んだ学習のポイントは、①体系の理解、②問題点の単純化、③情報の整理、という三点です。

①の体系の理解は、新しい分野を学ぶときは、まず体系を理解するということです。そのためには有効なことは、目次の利用です。その分野に体系がコンパクトにまとめられています。体系を理解することで、その内容を学んでいくとき、「今、全体のうちのどの部分を学んでいるのか」を意識することができ、理解が容易になるのです。

②の問題点の単純化とは、一見複雑そうに見える問題も、実はいくつかの基本的な問題の組み合せであることがほとんどだということがわかったのです。したがって、一つ一つの単純な問題に分解することによって、簡単に問題が解決するということを学びました。

③の情報の整理とは、受験勉強の際、各科目に関するレジュメ・資料などの情報は、専門学校や大学の機関などで豊富に入手できました。しかし、それらの情報は、バラバラのままでは全く価値のないものだということがわかりました。つまり、情報とは、それを必要なものと不要なものに分け、不要なものは捨て、必要な情報を整理し集約することによって、初めて価値のある情報となるということです。

以上のようなポイントは、私が受験に失敗して初めて気が付いたことです。失敗することで、自らを省みて、自分に不足している点を客観的に分析できました。そして、これらのポイントは、今後公認会計士として勉強を続けていく上で何より役に立つものであろうと思います。

二次試験は、単に知識を必要とするだけではなく、精神力、忍耐力を養い、今後の学習のノウハウを構築するためにもたいへん有効なものであったと感じています。

二次試験の経験を生かし、今後学び続け、自分を磨き、社会に貢献できる公認会計士になりたいと思っています。

## 平成 11 年度事業計画

中央大学公認会計士会 幹事長

中根堅次郎

本年度も当会の目的であります、母校出身の公認会計士、会計士補の融和、会計士業界の発展と

母校における会計士の育成、会計教育の充実に貢献すべく、以下の事業を計画しております。

なお、すでに9ヶ月が経過しており、実施済みとなっております点をご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. JICPA研究大会懇親会

平成11年 7月23日

鹿児島 城山観光ホテル

#### 2. 公認会計士第二次試験合格者祝賀会出席

経理研究所主催祝賀会 平成11年10月16日

商学部主催祝賀会 平成11年10月19日

記念品贈呈 平成11年11月

#### 3. 中央大学講演会講師派遣

経理研究所主催 平成11年12月

商学部主催 平成12年 1月

#### 4. 研修会及び新年会 平成12年 1月25日

#### 7. 総会、研修会及び懇親会 平成12年 6月

#### 8. 会報の発行 平成11年12月

#### 9. その他

今年度は、経理研究所50周年にあたりその関連行事が予定されています。

また、中央大学商学研究科においてアカウンティングスクール(仮称)の設置が検討されています。

当会としても協力していく予定であります。会員の皆様にご協力をお願いすることもあるかと思いますので、その節はよろしくお願ひいたします。

#### 【役員の改選にあたって】

平成11年6月23日の総会での役員改選決議により、会長に、増田浩二先生に代わって川島正夫先生が選任されました。川島新会長のもと、以下の幹事長、副幹事長、会計幹事が今後2年間当会の世話役を担当することになりました。

会員の皆様の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

会長 川島正夫

幹事長 中根堅次郎

副幹事長 遠藤忠宏 伊原美好

後藤徳彌(会計担当) 谷古宇久美子

市川育義 野口孝史

柏崎周弘 清水 至

熊坂博幸 三宅博人

会計監事 萩野八郎

鍋島 仁

花田文宏

### 平成11年公認会計士第二次試験 出身大学別合格者数

1位 (1)	慶應義塾大学	133名	8 (5)	明治大学	27名
2 (2)	早稲田大学	88	9 (-)	法政大学	23
3 (3)	中央大学	47	10 (-)	横浜国立大学	21
3 (4)	東京大学	47	10 (-)	大阪大学	21
5 (7)	同志社大学	38			
6 (9)	一橋大学	35			
7 (8)	京都大学	28			

( )は前年順位、日本公認会計士協会の調査による

## 平成11年公認会計士第二次試験合格者

経理研究所関係 (26名)

氏名	学部・学科	在・卒	ゼミ
清水健太郎	商・会計	4年在学	石川ゼミ
名取真由美	商・会計	98.3卒	北村ゼミ
吉田 知生	法・法律	98.3卒	福原ゼミ
地引 久貴	商・会計	99.3卒	富塚ゼミ
柴田 英樹	商・経営	93.3卒	木島ゼミ
赤沼千恵子	商・会計	98.3卒	北村ゼミ
古屋 尚樹	商・会計	3年在学	石川ゼミ
中川由紀子	商・会計	97.3卒	北村ゼミ
潮田 和也	商・経営	96.3卒	中瀬ゼミ
芦澤 保子	商・会計	99.3卒	北村ゼミ
小林 信之	商・経営	96.3卒	渡部ゼミ
額賀 直樹	商・会計	4年在学	北村ゼミ
安藤 大樹	経・産経	97.3卒	原山ゼミ
橋本 幸宣	商・会計	95.3卒	川北ゼミ
七海健太郎	経・経済	98.3卒	小口ゼミ
中原 國尋	商・会計	99.3卒、 現大学院1年	河合ゼミ
金子 剛	商・会計	96.3卒	大津ゼミ
室岡 雅幸	商・会計	97.3卒	木島ゼミ
森 新吾	商・会計	97.3卒	矢部ゼミ
矢口 龍一	商・会計	97.3卒	岡田ゼミ
樋川 加奈	商・会計	99.3卒	富塚ゼミ
渡邊 忍	商・会計	98.3卒	—
小澤健太郎	商・商業	97.3卒	白鳥ゼミ
金原 正英	経・経済	95.3卒	—
堤 紀彦	商・会計	97.3卒	北村ゼミ
藤浦 敏明	商・会計	95.3卒	矢部ゼミ

経理研究所関係 (21名)

氏名	学部・学科	在・卒	ゼミ
中里 直記	経・産経	97.3卒	—
安田 憲生	商・商業	95.3卒	川北ゼミ
福垣 直子	経・経済	90.3卒	新井ゼミ
大山 顯司	商・会計	94.3卒	—
信田 博司	法・法律	93.3卒	—
中山 博樹	商・経営	99.3卒	矢部ゼミ
高野 健二	商・経営	93.3卒	亀山ゼミ
齊藤 健	商・経営	96.3卒	—
森谷 博之	理工	97.3卒	—
鈴木 一将	商・会計	92.3卒	北村ゼミ
長島 昌文	法・政治	95.3卒	有澤ゼミ
佐藤 香織	法・法律	94.3卒	三木ゼミ
白鳥 泰啓	理工	中退	—
岡部 正義	商・会計	4年在学	渡部ゼミ
岡田 文彌	法・法律	97.3卒	—
竹内 健	経・産経	96.3卒	斎藤ゼミ
伊藤 見子	商・会計	99.3卒	石崎ゼミ
宮寺 卓也	理工	93.3卒	—
高沢 智之	商・会計	89.3卒	石崎ゼミ
高橋 英明	商・経営	98.3卒	—
尾関 高徳	商・会計	94.3卒	大津ゼミ

## 編集後記

後藤 德彌

中央大学公認会計士会会報「絆」の第6号をお送りします。忙しい中ご寄稿いただきました先生方に厚くお礼申しあげます。

今年も銀行、生保等の大企業の破綻があいつぎ、公認会計士による会計監査あるいは会計監査を独占して実施している公認会計士又は監査法人について批判する記事が新聞及び雑誌で多く記載されています。そこで、川北先生に「公認会計士の21世紀への存続性」、黒田先生には「公認会計士の倫理規範」と題して寄稿していただきました。

一方、4月から始まった地方公共団体の監査、

環境監査等公認会計士が従来の職域以外で活躍する場面を増加しており、斎藤先生に「NPO法施行と公認会計士制度」として寄稿していただきました。

今回は、川島会長、中根幹事長の新執行部による初めての会報のため会長挨拶及び事業計画等を記載しましたが、企画等でご提案がありましたら関係者にご連絡いただきたいと思います。

来年は、公認会計士による会計監査の信頼が回復する年になることを切に願います。

中央大学公認会計士会報 No.6

平成 11 年 12 月 3 日発行

発行人 中央大学公認会計士会会长

川 島 正 夫

発行所 〒101-0062 千代田区神田駿河台3-11-5

中央大学駿河台記念館内

中央大学経理研究所 気付